



日本原子力学会賞評価にかかるガイドライン

平成 29 年 5 月 25 日 表彰・推薦小委員会承認

(目的)

第 1 条 本ガイドラインは、日本原子力学会賞規程細則（0109-00-01）第 13 条に基づき、日本原子力学会賞候補の各賞の担当委員が第 1 段評価結果をふまえた評価（以下、「第 2 段評価」という）をおこなううえでの評価基準、ならびに学会賞選考会での選考基準について定めることを目的とする。

(第 1 段評価の重み付け評価点の算出)

第 2 条 事務局は、第 1 段選考者 5 名の審査結果のうち、最高点と最低点を除いた 3 名の各項目の点数に重み付けした評価点の合計から、3 名分を平均した総合評価点を算出し、各賞の担当委員 2 名ならびに学会賞選考会へ提示する。

2 論文賞の評価は「本質性」と「独創性・新規性」の観点から審査する。技術賞の評価は「実用性・有用性」と「本質性」の観点から審査する。学術業績賞の評価は「本質性」「独創性」「有用性」の観点からおこなう。奨励賞の評価は「独創性・新規性」「本質性」「実用性・有用性」「将来性」「努力度」の広い観点の中から、候補者の成果の内容に照らした特徴を示す項目に着目しておこなう。

3 各賞の評価点合計を 100 点満点とし、重み付けの係数は以下のとおりとする。

	独創性・新規性	本質性	実用性・有用性	将来性	努力度
論文賞	4	6	—	—	—
技術賞	—	5	5	—	—
学術業績賞	3	5	2	—	—
奨励賞	2	2	2	2	2

(第 2 段評価)

第 3 条 各賞候補の担当委員 2 名は、審査対象について、第 1 段選考者のコメントを参考に、受賞対象としての要件を満たしていることを確認する。

2 受賞要件については、日本原子力学会賞規程細則（0109-00-01）に示すほか、以下について特に注意し、評価をおこなう。

(1) 論文賞の場合には単一論文、学術業績賞の場合は代表論文が特定できること。

(2) 業績が受賞者により創り出されたものであること。

3 担当委員は、第 1 段評価が趣旨に沿った評価結果であることを確認する。

(受賞決定および特賞)

第4条 学会賞選考会は、総合評価点が60点以上のものを候補選定論議の対象とし、原則として論文賞5件、技術賞5件、学術業績賞5件を限度として候補を決定する。

2 総合評価点が85点以上のものがあつた場合は、これを特賞候補選定論議の対象とする。特賞は原則として各賞を通じて1件とする。

(改定)

第5条 本ガイドラインの改定は表彰・推薦小委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

1 平成29年5月25日 表彰・推薦小委員会制定，同日施行
平成29年5月25日 第9回理事会報告

附則

1 平成29年5月25日承認のガイドラインは，表彰・推薦小委員会承認の日から施行する。